

2週間に一度 ご一緒に猿沢の池のほとりで、  
街行く人と9条の話をしましょう。

1回目は11月24日(金) 12時半から1時半まで。  
猿沢の池、大時計の下あたりで。

どなたでもご参加ください!

日本国憲法

# 9条を知らせてくれ

第九条 日本国憲法  
正義と秩序を基調とする  
国際平和を誠実に希求し、  
国権の発動たる戦争と、  
武力による威嚇または  
武力の行使は、国際紛争を  
解決する手段としては、  
永久にこれを放棄する。  
② 前項の目的を達するため、  
陸海空軍その他の戦力は、  
これを保持しない。  
国の交戦権は  
これを認めない。

## 9条ってなんだ?

The Constitution of Japan  
Article 9 ① Aspiring sincerely to  
an international peace based  
on justice and order,  
the Japanese people forever  
renounce war as a sovereign right  
of the nation and the threat  
or use of force as means of settling  
international disputes.  
② In order to accomplish the aim of  
the preceding paragraph, land, sea, and  
air forces, as well as other war  
potential, will never be maintained.  
The right of belligerency of the state  
will not be recognized.

# 9条ってこれだ!

日本国憲法

第九条 ① 日本国民誠心  
诚意希求以正义和秩序为  
基調的国际和平, 并永久放弃  
以国权所发动的战争及武力  
威吓或武力行使作为解决  
国际纷争的手段。  
② 为了实现前项之目的,  
将不再保存、持有  
陆海空三军及其它战斗力,  
将不再承认国家的交战权。

일본국헌법

제9조 ① 일본국민은 정의와  
질서를 기조로 하는  
국제평화를 성실하게 희구하며 국권  
발동에 의한 전쟁과 무력에 의한 위협  
또는 무력의 행사는 국제분쟁을  
해결하는 수단으로서는 영구히  
이것을 방지한다.  
② 전항의 목적을 달성하기 위해  
육해공군 기타 전력은 이것을  
보지하지 않는다.  
국가의 교전권은 이것을  
인정하지 않는다.

日本語・英語・中国語・ハングルで9条を書いたチラシを作りました。安倍政権によって9条を変えられようとしているのに、まだまだ9条について、誰もが充分知っているという状態ではありません。

奈良を訪れた皆さんに、9条の中身を知ってもらいましょう。

問い合わせ：木村 (090-1442-1827) ・佐川 (090-9885-9756)